

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生活交通確保対策運行費補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	地域住民の生活交通の維持確保のため、バス路線の運行に要する経費に対し補助金を交付する。 一部の路線については、国・県との協調補助。
補助事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象経費	補助対象運行系統の経常欠損額の実績の額
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象運行系統の経常欠損額の10分の10（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の額の10分の10の額を上限
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 生活交通の維持確保の観点から、市単独補助路線の運行費欠損額を補助するため。
数値目標等	数値化 廃止代替バス路線（16路線）の維持確保
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成21年11月24日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡市内で該当する事業者は、新潟交通佐渡株式会社のみ
事業担当（担当部署）	交通政策課 交通対策係
（電話番号）	0259-63-3184